平成２６年（フ）第５３５号
京都市北区紫竹西南町60番地
破産者　有限会社西野
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６７８号
京都市南区久世上久世町168番地１
破産者　株式会社カレロ
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６３号
京都市南区吉祥院流作町９番地５
破産者　有限会社ライズ
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
岡山市北区平野788番地３、旧住所岡山県総社市総社３丁目１番13号
破産者　山神　祐輔
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２０号
岡山市中区下475番地６エクセル東岡山707、住民票上の住所岡山県和気郡和気町衣笠898番地
破産者　山脇八千代
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０９号
岡山市東区宿毛1305番地204号
破産者　松岡　千草
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地329番地５
破産者　いよタクシー有限会社
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４６号
神戸市西区丸塚1丁目24番５―104号
破産者　橋本　貴仙
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７２２号
広島市安佐南区山本１丁目28番７―306号
破産者　上本　浩市
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
北九州市小倉南区中曽根新町３番15号
破産者　岸本　修一
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１９号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目10番23号、申立時の住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡10560番地３
破産者　有森　幸治
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３１８号
鹿児島県鹿児島市東谷山６丁目33番18号　エレガンス大戸103号
破産者　築地　　進
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽6092番地３、前住所鹿児島県志布志市志布志町安楽1712番地
破産者　川野　ツユ
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１７６６号
札幌市手稲区富丘６条４丁目８番22号
破産者　野呂田美鈴
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５７号
札幌市中央区南21条西６丁目１番18―901号
破産者　石井　　恵
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０号
青森県八戸市根城３丁目21番14号
破産者　坂口　秀子
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字銀南木166番地
破産者　松原　　旭
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第４１２号
仙台市若林区若林４丁目６番41号　ゆあハイツ206、開始決定時の住所仙台市太白区鈎取１丁目14番48号　サングレート鈎取Ｂ棟202
破産者　田村由利子
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
仙台市泉区将監４丁目29番13―302号、従前の住所仙台市泉区鶴が丘３丁目26番地の33
破産者　秋野　直敬
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係